

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和3年12月

肝付町

目次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する 営農の類型ごとの新たに農業営農を営もうとする青年等が目標とすべき 農業経営の指標	9
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する 目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	12
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	13
第6	その他	23
	別紙1	24
	別紙2	25

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 肝付町は、鹿児島県大隅半島の中央東南部に位置し、北東の一部は志布志湾に面し、中央に甫与志岳を望み、北西部は鹿屋市に接し、高隈山系より発している肝属川を隔てて東串良町と接している。総面積は、308.12 km²で国見山系に源を発する高山川は町の中心部を経て肝属川に合流し、志布志湾に注いでいる。

気象条件は、平均気温 18℃前後、年間雨量約 2,920 mmで温暖多雨な西南暖地に属し気象的には恵まれている。

農用地の多くは高山地区と、内之浦地区の2ヶ所に集積しており、高山地区は高山川を境に東西に分かれ、南に畑地、北に水田が開け、土地利用が図られている。また、内之浦地区は北方・南方・岸良の大字毎に水田地帯を有している。基幹産業である農業は、水稻を中心として畜産、さつまいも、果樹、露地・施設野菜等を織り交ぜた複合経営で所得を得ている。

今後も担い手農家の確保・育成を図るため一般財団法人肝付町農業振興センター（以下「肝付町農業振興センター」という。）において新規就農研修事業を実施しつつ、施設園芸や果樹など、高収益性の作目、作型について担い手を中心に導入し、産地化を図ることとする。また、水稻や畜産を中心に規模拡大を志向する農家への農地集積を図り、効率的な農業経営体の育成を図るとともに、農業生産展開の基盤となる優良農用地の確保を図ることを基本として農業振興地域整備計画に則し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努める。

2. 肝付町の農業構造については、過疎化と高齢化が進み労働力不足に拍車がかかり、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が一層深刻化している。

またこうした中で農地の資本的保有傾向が強く、高齢者や兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化が進展していない状況にあるが、最近、農作物の価格低迷や地価下落、高齢化等で農地の流動化と作業の委託が進む可能性が高まってきている。

一方、中山間地域である地区においては、農業就業人口の減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが年々増加する傾向にあることから、これを放置すれば利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3. 肝付町はこのような農業構造の現状並びに将来の見通しをふまえ、農業が職業として魅力とやりがいのあるものとして将来農業を担う担い手や新規就農者、農業への参入を希望する企業等も含めた意欲ある多様な農業者が選択し得るよう、概ね10年後の農業経営の展開の目標を定め、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

具体的な経営の指標は、町内及び県内の優良な経営体の事例等をふまえ、農業経営の発展をめざし、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並みの生涯所得に該当する年間農業所得（主たる農業従事者一人当たり350万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者一人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、これからの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを基本目標として農業経営基盤の強化を促進する。

4. 肝付町は、将来の農業を担う若い農業経営者等の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、肝付町は、隣接する鹿屋市、東串良町、錦江町、南大隅町とともに、農業協同組合、農業委員会、大隅地域振興局、肝付町農業振興センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うた

め、肝付町担い手育成総合支援協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため人・農地プランの実質化やその実現に向けて話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して肝付町担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者等に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、農業委員会が土地利用調整を全体的に展開して、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、人・農地プランの実質化やその実現に向けて地域における話し合い活動と合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第12条第1項の規程による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）及び法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）、並びに中心経営体（人・農地プランに位置づけられた今後の中心となる経営体をいう。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導し、農地・農業用機械・施設及び労働力を効率的に活用する「地域営農の仕組みづくり」を積極的に推進する。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度（法第23条第4項に規定する特定農業法人及び特定農業団体を言う。以下同じ。）の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、肝付町農業振興センター等の農作業受委託部会等と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、大隅地域振興局の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に即した生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図るなど、「地域営農」につながる体制づくりの推進を行う。

特に、中山間地域である地区においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

また、担い手や高齢・小規模農家、農作業受託組織など地域の多様な農業者が参画し、地域の実態に即した営農の姿を描き、それを実現していく「地域営農の仕組みづくり」を促進し、地域の実態に即した組織等の育成を図る。そして、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラ

リーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法14条の4の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者・認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者等に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、肝付町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者等にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5. 肝付町は、農業委員会、農業協同組合の担当職員で構成する指導チームを設置し、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合支所単位の研修会の開催等を大隅地域振興局の協力を受けつつ行う。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする中山間地区においては、新規の集約的作目導入を図るため、同指導チームの下に、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稻と組み合わせでの複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6. 肝付町は、活力に満ちた農村を築くために、国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や鹿児島県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間300人以上を踏まえ、本町においては年間5人の当該青年等の確保を目標とする。

7. 肝付町は、青年等の労働時間・農業所得に関する指標について、町内及び県内において優良な経営を確立している事例を踏まえながら、農業経営において地域の他産業従事者と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人当たりで2,000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(3に示す効率的かつ安定的な農業経営の指標の5割程度の農業所得)を目標とする。

8. 肝付町は、上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については本町と関係機関等連携して重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に肝付町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、肝付町における主要な営農類型について、これを示すと次のとおりである。

営農類型ごとの経営規模等の指標

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻専作型 (水稻+水稻作業受託)	<作付面積等> 早期水稻 17.8ha 育苗受託 10.0ha 収穫乾燥受託 5.0ha	<主な資本装備> トラクター、田植機、コンバイン、ライムソフワ、代かきハロー、マニアスプレッダー、籾すり機、乾燥機2台、育苗ハウス、パワーディスク、は種機	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・雇用労働力の確保 ・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入
水稻複合型(水稻+水稻作業受託+畜産)	<作付面積等> 早期水稻 8.5ha 収穫乾燥受託 6.5ha 生産牛 30頭 飼料作物 4.5ha	<主な資本装備> トラクター、田植機、コンバイン、乾燥施設、ディスクモア、ジャイロヘーメーカー、ロールベアラー、ラッピングマシーン、マニアスプレッダー、ミニローダー、カッター、サイロ、動噴、管理機		
野菜専作型1	<作付面積等> きゅうり 0.2ha	<主な資本装備> トラクター、軽トラック、動噴、管理機、ハウス、暖房機		
野菜専作型2	<作付面積等> カラーピーマン 0.24ha	<主な資本装備> トラクター、軽トラック、動噴、管理機、ハウス、暖房機		
野菜専作型3	<作付面積等> グリーンピーマン 0.23ha	<主な資本装備> トラクター、軽トラック、動噴、管理機、ハウス、暖房機		
野菜複合型2	<作付面積等> さやいんげん(ハウス) 0.2ha (露地) 0.2ha タンカン 0.3ha にがうり(ハウス) 0.2ha	<主な資本整備> トラクター、管理機、暖房機、トラック、ハウス、動噴		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
普通作専作型 1	<作付面積等> さつまいも (青果用) 1.4ha (焼酎用) 3ha (でんぷん用) 5ha 水稲 2ha	<主な資本整備> トラクター、耕耘機、 コンバイン、育苗ハウ ス、倉庫、トラック、 茎葉処理機、ハーベス ター	・複式簿記記帳に より経営と家計 との分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・雇用労働力の確保 ・家族経営協定の 締結に基づく給 料制の導入
普通作専作型 2	<作付面積等> 早期水稲 3ha さつまいも (でんぷん用) 7ha W C S 3ha	<主な資本整備> トラクター、管理機、 動噴、トラック、田植 機、ハウス、茎葉処理 機、コンバイン		
花き専業型	<作付面積等> グロリオサ 0.35ha	<主な資本整備> ハウス、暖房機、動噴、 軽トラック		
果樹専業型	<作付面積等> ポンカン 0.8ha タンカン 1.4ha 辺塚ダイダイ 0.6ha	<主な資本整備> 動噴、刈り払い機、貯 蔵庫、軽トラック、管 理機		
	<作付面積等> 無加温不知火 0.2ha 加温不知火 0.2ha 無加温早生温州 0.5ha 露地極早生温州 0.6ha	<主な資本整備> 動噴、ハウス、刈り払 い機、貯蔵庫、軽トラ ック、管理機、暖房機		
	<作付面積等> 加温キンカン 0.25ha	<主な資本整備> 動噴、ハウス、刈り払 い機、貯蔵庫、軽トラ ック、管理機、暖房機		
産牛型	<作付面積等> 生産牛 40頭 (飼料作物 10.0ha)	<主な資本整備> トラクター、カッター 、ブロードキャスター 、ディスクモア、ジャ イロヘーメーカー、ロ ールペーラー、ラッピ ングマシーン、マニア スプレッダー、ミニロ ーダー、トラック(2t) 、軽トラック、ロータ リー、畜舎、堆肥舎		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肥育牛型	<作付面積等> 肥育牛 150 頭 (飼料作物 2.0ha)	<主な資本装備> トラクター、カッター、ブロードキャスター、ディスクモア、ジャイロヘーメーカー、ロールベラー、ラッピングマシン、マニアスプレッダー、フロントローダー、トラック(2t)、軽トラック、ロータリー、畜舎、堆肥舎、乾草倉庫	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・雇用労働力の確保 ・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入
肉用牛一貫型	<作付面積等> 生産牛 20 頭 肥育牛 50 頭 飼料作物 5.0ha	<主な資本装備> トラクター、カッター、ブロードキャスター、ディスクモア、ジャイロヘーメーカー、ロールベラー、ラッピングマシン、マニアスプレッダー、フロントローダー、トラック(2t)、軽トラック、ロータリー、畜舎、堆肥舎、乾草倉庫		
肉用牛複合型	<作付面積等> 生産牛 30 頭 さつまいも 2.0ha 飼料作物 4.0ha	<主な資本装備> トラクター、カッター、ブロードキャスター、ディスクモア、ジャイロヘーメーカー、ロールベラー、ラッピングマシン、マニアスプレッダー、ミニローダー、つる払い機、畝立機、マルチャー、掘り起こし機、トラック(2t)、軽トラック、ロータリー、畜舎、堆肥舎		

(注) 1 個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。

2 農業経営の指標として示す営農類型は、類似のものへの適用を前提として、その地域において現に展開している多様な営農類型をおおむねカバーし得るものとなるよう、土地利用型

から集約的な施設型農業経営、更には複合経営に至るまで多岐にわたるものとするのが望ましい。

〔組織経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻複合型 (主たる従事者 2人)	<作付面積等> 早期水稻 20ha 育苗受託 7ha 収穫乾燥受託 5ha 飼料作物 WCS用稲 9ha イタリアン 9ha	<主な資本装備> トラクター2台、田植機 6条2台、コンバイン2台 、トラック(2t)、乾燥 施設一式(6台)、育苗ハ ウス、車庫兼倉庫、ア タッチ2台、ディスクモ ア、ジャイロヘーメー カー、ロールベラー 、ラッピングマシーン 、マニアスプレッター 、ミニローダー	・青色申告の実施 ・経営体の体質強 化のため、自己資 本の充実を図る。	・給料制の導入 ・社会保険等の加 入 ・農繁期における 雇用労働力の確 保
施設野菜専作型 (主たる従事者 8人)	<作付面積等> インゲン 2.1ha にがうり 2.1ha キュウリ 2.1ha カラヒーマン 2ha	<主な資本装備> トラクター9台、トラッ ク2台、軽トラック11台 、堆肥散布機3台、ハウ ス、車庫、倉庫		
さつまいも専作 型 (主たる従事者 5人)	<作付面積等> かんしょ (青果用) 3ha (焼耐用) 10ha (でんぷん) 14ha	<主な資本装備> トラクター、ハーベス タ、トラック、倉庫、 汎用コンバイン、堆肥 散布機、ユニック、ミ ニショベル、防除機		
養豚一貫型 (主たる従事員 3人)	<作付面積等> 生産豚 100頭	<主な資本装備> 軽トラック、自動給餌 機、保温機、バキュー ムカー、飼料タンク、 トラック(2t)、動力噴 霧器、パソコン、堆肥 舎、浄化処理施設、換 気扇、細霧装置、畜舎		

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの(例えば、農事組合法人、有限会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの)。

2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到着することを基本とする。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する営農の類型ごとの新たに農業営農を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標として、肝付町における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

営農類型ごとの経営規模等の指標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻専作型 (水稻+水稻作業受託)	<作付面積等> 早期水稻 11.8ha 育苗受託 5.0ha 収穫乾燥受託 2.5ha	<主な資本装備> トラクター、田植機、コンバイン、ライムソワー、代かきハロー、籾すり機、乾燥機1台、育苗ハウス、パワーディスク、は種機	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・雇用労働力の確保 ・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入
水稻複合型 (水稻+水稻作業受託+畜産)	<作付面積等> 早期水稻 8.0ha 収穫乾燥受託 5.7ha 生産牛 25頭 飼料作物 6.0ha	<主な資本装備> トラクター、ロータリー、田植機、コンバイン、乾燥施設、ディスクモア、ジャイロヘーメーカー、ロールベラー、ラッピングマシーン、マニアスプレッダー、ミニローダー、カッター、サイロ、動噴、管理機		
野菜専作型1	<作付面積等> きゅうり 0.12ha	<主な資本装備> トラクター、軽トラック、動噴、ハウス、暖房機		
野菜専作型2	<作付面積等> カラーピーマン 0.14ha	<主な資本装備> トラクター、軽トラック、動噴、管理機、ハウス、暖房機		
野菜専作型3	<作付面積等> ピーマン 0.13ha	<主な資本装備> トラクター、軽トラック、動噴、管理機、ハウス、暖房機		
野菜複合型1	<作付面積等> 早期水稻 2.1ha さつまいも(でんぷん) 5.0ha かぼちゃ(半促成) 0.4ha (抑制) 0.45ha	<主な資本整備> トラクター、管理機、動噴、トラック、茎葉処理機、育苗ハウス		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
野菜複合型2	<作付面積等> さやいんげん (ハウス) 0.1ha (露地) 0.3ha にがうり (ハウス) 0.1ha タンカン 0.3ha	<主な資本整備> トラクター、管理機、 暖房機、軽トラック、 ハウス、動噴	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・雇用労働力の確保 ・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入
普通作専作型	<作付面積等> さつまいも (青果用) 1ha (焼耐用) 2ha (でんぶん用) 5ha 水稲 1ha	<主な資本整備> トラクター、耕耘機、 育苗ハウス、倉庫、ト ラック		
果樹専業型	<作付面積等> ポンカン 0.6ha タンカン 0.95ha 辺塚ダイダイ 0.6ha	<主な資本整備> 動噴、刈り払い機、貯 蔵庫、軽トラック、管 理機		
	<作付面積等> 無加温不知火 0.3ha 加温不知火 0.3ha 無加温早生温州 0.3ha 露地極早生温州 0.5ha	<主な資本整備> 動噴、 ハウス、刈り払い機、 貯蔵庫、軽トラック、 管理機		
	<作付面積等> 加温キンカン 0.3ha 無加温不知火 0.4ha 露地極早生温州 0.7ha	<主な資本整備> 動噴、ハウス、刈り払 い機、貯蔵庫、軽トラ ック、管理機		
生産牛	<作付面積等> 生産牛 25頭 飼料作物 6.0ha	<主な資本整備> トラクター、カッター 、ブロードキャスター 、ディスクモア、ジャ イロヘーメーカー、ロ ールベラー、ラッピ ングマシーン、マニア スプレッダー、ミニロ ーダー、トラック(2t) 、軽トラック、ロータ リー、畜舎、堆肥舎		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肥育牛	<作付面積等> 肥育牛 100 頭 飼料作物 2.0ha	<主な資本装備> トラクター、カッター、ブロードキャスター、ディスクモア、ジャイロヘーメーカー、ロールベラー、ラッピングマシン、マニアスプレッダー、フロントローダー、トラック(2t)、軽トラック、ロータリー、畜舎、堆肥舎、乾草倉庫	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・雇用労働力の確保 ・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入
肉用牛一貫	<作付面積等> 生産牛 15 頭 肥育牛 20 頭 飼料作物 5.0ha	<主な資本装備> トラクター、カッター、ブロードキャスター、ディスクモア、ジャイロヘーメーカー、ロールベラー、ラッピングマシン、マニアスプレッダー、フロントローダー、トラック(2t)、軽トラック、ロータリー、畜舎、堆肥舎、乾草倉庫		

(注) 1 個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。

2 農業経営の指標として示す営農類型は、類似のものへの適用を前提として、その地域において現に展開している多様な営農類型をおおむねカバーし得るものとなるよう、土地利用型から集約的な施設型農業経営、更には複合経営に至るまで多岐にわたるものとするのが望ましい。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記の2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
90%(令和12年度)	

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積についての目標

農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第2項や農地利用集積円滑化事業を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるよう努める。

(注)「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積」は、担い手の地域における農用地利用面積で、農地中間管理事業、利用権設定等促進事業による借り入れ農地のほか自己所有農地、農作業受託面積の合計面積。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、肝付町担い手育成総合支援協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者(農用地の引受け手)の状況等に応じ、地域の地理的自然条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、肝付町は、関係機関及び関係団体ともに、こうした取組が効率的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度毎に、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、地域の農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から、利用集積の対象者間の協議・調整を行うため、肝付町担い手育成総合支援協議会の下に利用集積の対象者を構成員とする下部組織(「担い手部会」)を設ける。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

肝付町は、鹿児島県が示した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、肝付町農業の地域特性、すなわち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

肝付町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項）が行う特例事業（法第7条）
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 受託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえて、それぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア．平坦部においては、引き続き県営ほ場整備事業の実施が進められる見込みなので、ほ場区画の大型化による効率的な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取り組みによって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ．中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している荒廃農地の解消に努める。

更に肝付町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度についての啓発に努め必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。）を除く。）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア．農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア)耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ)耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ)その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ)その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(ウ)所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲り受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ. 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は、養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ. 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定又は移転を受ける場合、同法第 11 条の 31 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、法第 7 条に規定された特例事業を行う農地中間管理機構又は、独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、若しくは農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 農地所有適格法人以外の法人等が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 肝付町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 肝付町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア. 当該開発事業の実施が確実であること。

イ. 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ. 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

① 肝付町は、法6条の規定による基本構想の同意後必要があると認められるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。

② 肝付町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

③ 肝付町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、肝付町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 肝付町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同

組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 肝付町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 肝付町は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、肝付町は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 肝付町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当するものに限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作及び養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払い(持分の付与を含む。)その方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が、農地所有適格法人以外の法人である場合には、次に掲げる事項を定める。

ア その者が、賃借権又は使用賃借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は、使用賃借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号、以下、「規則」という。)第60条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農用地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用賃借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は、使用賃借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

- (ア) 農用地を明け渡す際の現状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復が成されないときの損害賠償の取り決め
 - (エ) 賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

肝付町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていなければならない。

(9) 公告

肝付町は、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑤までに掲げる事項を肝付町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

肝付町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

肝付町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取り消し等

① 肝付町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当する時は、(9)の規程による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべき事を勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行する役員の内いずれもその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 肝付町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農

用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用賃借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規程による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用賃借の解除をしないとき。

イ ①の規程による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 肝付町は、②の規程による取り消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を肝付町の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 肝付町が③の規程による公告をしたときは、②の規程による取り消しに係る賃貸借又は使用賃借が解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規程による取り消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、必要に応じて農地中間管理事業等の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、公益財団法人鹿児島県地域振興公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2. 農地中間管理事業及び特例事業(以下「農地中間管理事業等」という)の実施の促進に関する事項

(1) 肝付町は、県下一円を区域として行う農地中間管理事業等を行う公益財団法人鹿児島県地域振興公社との連携を下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 肝付町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び肝付町担い手育成総合支援協議会等は農地中間管理事業等を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報の提供及び事業の協力を行うものとする。

3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

肝付町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

しかしながら、例えば、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合、遊休農地等のうち要活用農地に該当しないものがある場合など、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ. 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ. その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 4 号の認定申請書を肝付町に提出して、農用地利用規程について肝付町の認定を受けることができる。

② 肝付町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

- ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ. (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 肝付町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を肝付町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は、特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営

を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下、「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア. 当該特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ. 当該特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ. 当該特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 肝付町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等、若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 肝付町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 肝付町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改

善事業の実施に関し、大隅地域振興局、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構(公益財団法人鹿児島県地域振興公社)等の指導、助言を求めてきたときは、肝付町担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4. 肝付町農業振興センター及び農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

肝付町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア. 肝付町農業振興センター、農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ. 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 肝付町農業振興センター及び農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

肝付町農業振興センター及び農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

肝付町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修及び肝付町農業振興センターにおける農業研修生・雇用就農生研修など積極的受入等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結による給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、肝付町農業振興センターが実施する農業サポーター支援事業により、高齢者、非農家等の労働力の活用を推進する。

6. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

肝付町は、1 から 4 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア. 肝付町は、県営ほ場整備事業や各制度を活用して区画整理、農地保全、畑地かんがい、用排水路、かん排水施設等の整備を図り、肝属中部畑地かんがい事業を推進し、新富、前田、後田地域の畑作台地における土地基盤の整備を進め、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ. 肝付町は、適切な土壌管理による地力の維持・増進を図るため、土壌診断に基づく土壌改良対策の推進、堆肥センターの整備と活用、畜産との結びつきによる堆きゅう肥の有効利用、合理的な輪作体系の確立等、生産機能集団や地域ぐるみの実践活動に基づいた土づくりを推進する。

ウ. 肝付町は、生産性の一層の向上を図るため意欲的な農家等への農地の面的集積や長期賃貸借の設定を促進し、農地の有効利用を図るとともに交換作付や基幹作物の団地化、農作業の効率化、規模の拡大を推進し、望ましい経営の営農展開に資するよう務める。

エ. 肝付町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

肝付町は、農業委員会、大隅地域振興局、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、肝付町農業振興センター、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進法策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 3 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関、団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、肝付町担い手地域育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、肝付町は、このような協力の推進に配慮する。

(3) 農地利用集積円滑化事業については、法の改正により農地中間管理事業との統合が進められることとなり、利用権の設定と併せて新規就農者の研修事業を実施している肝付町農業振興センターは、引き続き研修事業を実施することとなるため、統合までの移行期間は適切な運用を図ります。

(1) 研修等事業の実施にあたっての留意事項

- ① 新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね 2 年以内とする。ただし、肝付町農業振興センターが借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借り入れの存続期間とする。
- ③ 研修等事業の実施に当たっては、大隅地域振興局、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

(1) 地域段階における支援措置

肝付町は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、町が策定する「人・農地プラン」に地域の中核的な経営体として位置づけられるように促すとともに、国の青年就農給付金、青年等就農資金の積極的な活用、関係部署と連携した定期的な巡回指導や情報提供、指導農業士等による研修等の実施により、新たに農業経営を営もうとする青年等がさらに安定的な経営体に成長するような機会の提供を行う。

また、肝付町においては、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に就農できるよう、農用地や住宅の確保等受入体制整備を行うとともに、関係機関・団体と連携を図りながら就農後の指導を継続的に行い、担い手農家として地域に貢献できる農業者となるよう新規就農者の育成を図る。

(2) 青年等就農計画制度の普及

新たに農業経営を営もうとする青年等が、効率的かつ安定的な農業経営者へ発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図る。

また、認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、就農状況を点検し、肝付町、農業委員会、農業協同組合、大隅地域振興局、その他の関係団体が必要に応じて栽培技術指導や経営指導等のフォローアップを行い、重点的な指導を行う、さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に指導する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1 この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。

附則

2 この基本構想は、平成24年5月7日から施行する。

附則

3 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附則

4 この基本構想は、平成28年12月27日から施行する。

附則

5 この基本構想は、令和3年12月2日から施行する。

別紙1（第5の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2（第5の1の（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

<p>① 存 続 期 間 又 は 残 存 期 間</p>	<p>1. 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>
<p>② 借 賃 の 算 定 基 準</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>
<p>③ 借 賃 の 支 払 方 法</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>

④	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、肝付町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>
---	---

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存 続 期 間 又 は 残 存 期 間	Iの①に同じ。
② 借 賃 の 基 準	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 勘案して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3に同じ。</p>
③ 借 賃 の 支 払 方 法	Iの③に同じ。

④ 有 益 費 の 償 還	Iの④に同じ。
---------------------------------	---------

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用又は収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存 続 期 間 又 は 残 存 期 間	Iの①に同じ。
② 損 益 算 定 基 準	<p>1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>
③ 損 益 の 決 済 方 法	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。

④ 有 益 費 の 償 還	Iの④に同じ。
---------------------------------	---------

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対 価 の 算 定 基 準	土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。
② 対 価 の 支 払 方 法	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。
③ 所 有 権 の 移 転 の 時 期	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。